

公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト
特別基金「アジア留学生等支援基金」
2019年度「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」

募 集 要 項

1. 趣旨

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) は、アジア諸国の民間の自助努力に対して民間レベルで協力するために、1979年に設立された日本で最初のコミュニティ型の公益信託です。ACTは、個人、団体、企業等によって設定された特別基金を基礎に、アジア各国の現地NGOや教育機関などの事業を支援しています。

2012年1月に設定された「アジア留学生等支援基金」(以下、「本基金」とする)は、日本の大学に在籍するアジアからの留学生(正規の大学生・大学院生)が日本の民間非営利組織におけるインターンシップを通して、大学では得られない経験—日本社会の新しい動きや課題に取り組む現場での体験、地域社会の人々との直接的な交流等—をし、日本理解を深め、そして将来、留学生がインターンシップで習得した知見または技能を母国の社会で活用し、社会開発事業等の発展に資することを目的としています。これまでに、アジア14ヶ国と地域からの留学生129名が、79団体でインターンを経験しました(2019年2月末現在)。

本基金の目的に基づき、ACTは、アジアからの留学生(大学生・大学院生)をインターンとして受入れ、体験学習の機会を提供する日本の市民組織(NGO/NPO)その他民間非営利組織の事業を助成します。

2. 助成対象団体

対象団体は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 社会開発等の公益活動に従事する国内の民間非営利組織であること。
- (2) インターンを受入れ、指導する体制をつくることができること。
- (3) 団体としての活動実績が3年以上あること。
- (4) (連続あるいは通算)3年以上、本「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」から助成を受けていないこと。

3. 助成対象事業

本基金は、アジアの開発途上国(DAC援助受取国*1)から日本に留学し、日本の大学に在籍する留学生(正規の大学生・大学院生)を対象に、NPO/NGO等の民間非営利組織が実施する社会開発事業等におけるインターンシップ・プログラムを対象とします。対象となる留学生は原則、1人/団体です。

インターン候補の留学生は、貴団体が①自ら候補者を探すか、②ACT事務局が用意する登録留学生一覧*2からお選びください。インターン候補の留学生の紹介を希望される団体は「団体登録の案内」をご確認の上、ACTウェブサイトの「団体登録フォーム」(<http://act-trust.org/2019ASIP-NGOreg.html>)または添付の「団体登録用紙」にてご登録ください(2019年3月27日(水)〆切)。インターンを希望する留学生登録の締め切り後(2019年4月30日

(火)を予定)、順次、登録団体に登録留学生の一覧をお送りします。

なお、インターンを行う前、留学生は入国管理局より「資格外活動許可証」を取得する必要があります。

「資格外活動許可証」について：<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

- *1: アジアの DAC 援助受取国は、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス、パキスタン、ベトナム、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、中国、フィリピン、モンゴル、マレーシア。(「アジア」は外務省の分類に基づく)
- *2: ACT事務局ではインターンを希望するアジアからの留学生一覧を準備し、受入れを希望する団体に情報を提供するとともに、受入れを希望する団体の情報をインターン希望の留学生に提供し、希望者を募るマッチング活動を行っております。詳しくは「**団体登録の案内**」をご参照ください。

4. 助成対象期間

助成対象期間は、インターンシップ*3 の実施期間の長短にかかわらず、2019年8月1日から2020年3月31日までとします(助成金の交付は2019年8月中旬になる予定です)。なお、インターンの助成対象日数は、最少15日、最大40日とします(例：週3日で10週(約2.5ヶ月間)も可能)。なお、夏休みなどで連続して実施する場合の休日は除きます。

- *3 「資格外活動許可証」を持つ留学生の就労は、1週間で28時間以内、ただし、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間(夏季休暇等)にあるときは1週間で40時間以内(1日8時間以内)が「資格外活動許可証」で認められています(入管法第19条)。なお、当基金では入管法上の責任は負いません。

5. 助成額

助成額は、1件当たり25～45万円程度(年間の募集枠は25～30団体、助成可能額は最大750万円を目安とする)

【助成対象となる経費】

I. 事業直接費(要領収書)	
1) インターンの食費補助	2,500円/日(固定)(例:15日の場合、37,500円。40日の場合、100,000円) 半日の場合は1,250円。(団体の休日などインターンを行わない日は対象になりません。昼食の有無にかかわらず、留学生に支給してください。)
2) インターンの宿泊費	インターンが遠方のため、研修期間中、職場の近くに一時的に居住する必要がある場合に限る。 補助額の上限は5,500円/日(遠方で連続してインターンを実施する場合、休・祝日の宿泊費も可)

3) インターンの受入団体までの交通費	最も低い料金の交通手段を選ぶ。 遠方の場合、留学生の居在地⇔団体所在地（または宿泊場所）の移動費は上限 30,000 円を目安とする（1 回の往復分のみ）。 <u>ただし、往復ともに他の目的を兼ねた移動は認められません。</u> なお、インターン期間中、インターン期間中の滞在先⇔受入団体（例：ホテル⇔団体事務所）の交通費は上記上限額に含めず、別途計上してください。
4) インターンシップ実施上、必要な現場訪問（フィールド）に関わる交通費	ただし、他の目的を兼ねた移動は認められません。 日本国外（海外）で活動する費用は対象外です。
5) 備品費	机、いす等、本インターン事業において必要な経費。上限 20,000 円 なお、電子機器（デジタルカメラ、プリンターなど）の購入を希望する場合は、その用途をご記入ください。
6) インターンの傷害保険等加入費	上限 8,000 円
7) 予備費	申請時点で予算の見積もりが困難な経費。例えば、インターンが中心となって行うイベントの準備活動費など。上限 20,000 円
II. 事業管理費（領収書提出不要）	
1) インターンの指導料	4,000 円/日（固定）（例：15 日の場合、60,000 円。 40 日の場合、160,000 円） 半日（3.5 時間を目安）の場合は 2,000 円。（ただし団体の休日などインターンを行わない日は対象になりません）
2) 消耗品費	文房具等、内容を記載してください。 上限 5,000 円（*）
3) 通信費	上限 5,000 円（*）
4) コピー費	事務局内で印刷する場合。上限 5,000 円（*）

* できるだけ現実に即した見積もりをお願いします。

【注意事項、条件】

* インターン実施中の事故や組織に対する損害（機器、機密漏えい等）について、公益信託アジア・コミュニティ・トラストは責任を負いません。様々な事故等に備え、インターンが「学生損害責任保険」や一般の傷害保険等へ加入されることをお勧めします。保険加入費は、ACT 助成金へ申請できます。

* 留学生がインターンの期間中、宿泊施設に宿泊する必要がある場合、当該留学生と協議・合意の

上、受入れ団体が手配をしてください。宿泊費は、ACT へ申請できます。

- *受入れ団体と留学生候補者との間で合意したインターン実施期間については、留学生の個人的な理由で「母国に一時帰国する」などとして、インターン実施期間を変更することは原則として認められません。留学生にも事前にその旨を確認してください。
- *インターンが遠方のため、荷物を宅配便で送る場合の費用は、個人で負担してください。
- *インターンに必要な通勤のルートと交通手段の選択と交通費については、出来る限り安い料金に基づき計算してください。インターン期間中、インターン留学生の都合で、経路や交通費の変更は原則として認められません。
- *インターンの歓送迎会が行われる場合の費用は団体、または個人で負担してください。
- *事業終了時、残額がある場合、ACT にご返金いただきます。その際の振込手数料は団体負担となります。

6. 申請手続き

ACT 所定の助成申請書フォームに沿って必要事項をご記入いただき、下記の書類を添付して ACT 事務局宛に郵送で提出して下さい。そして同時に、申請書と予算書のデジタル・データも E メールにて ACT 事務局まで (asip-act@acc21.org) にご提出ください。

【提出書類】

1. 助成申請書 (ACT が指定するフォームに記入)
2. インターン候補の留学生の概要 (ACT が指定するフォームに記入)
3. 団体定款または会則
4. パンフレット、団体の目的・活動内容を紹介した資料
5. 直近の団体の活動・決算報告書 (年次報告書可)

7. 申請書類の提出期限

2019年6月21日 (金) 必着

原本、デジタル・データともに、2019年6月21日 (金) 必着で下記までお送りください。応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

8. 助成事業の選考

2019年7月に予定されている公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) 運営委員会によって審議、決定されます。

9. 結果の通知と助成条件書の交換

2019年7月末までに、選考の結果を通知します。助成決定を受けた団体とは、助成条件に関する協定書を交換します。

10. 助成対象団体が遵守すべき事項

原則として、インターン受入れ期間が 4 ヶ月以上の場合、事業開始から 4 ヶ月が経った時点で、

それまでの活動内容についての**実施進捗報告書**（インターンの指導活動報告書、会計報告書、インターン報告書）を提出していただきます。インターン受入れ期間が4ヶ月未満の場合、中間報告の提出は不要ですが、インターンシップ終了後2ヶ月以内に**完了報告書**（インターンの指導活動報告、会計報告、写真報告）とインターン日報を提出して下さい。

以上

問い合わせ先、申請書提出先

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト事務局

「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」担当

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館 1階 ACC21 内

TEL: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692

E メールアドレス: asip-act@acc21.org

URL: <http://act-trust.org>